

医療費の自己負担分・補装具の払い戻しについて

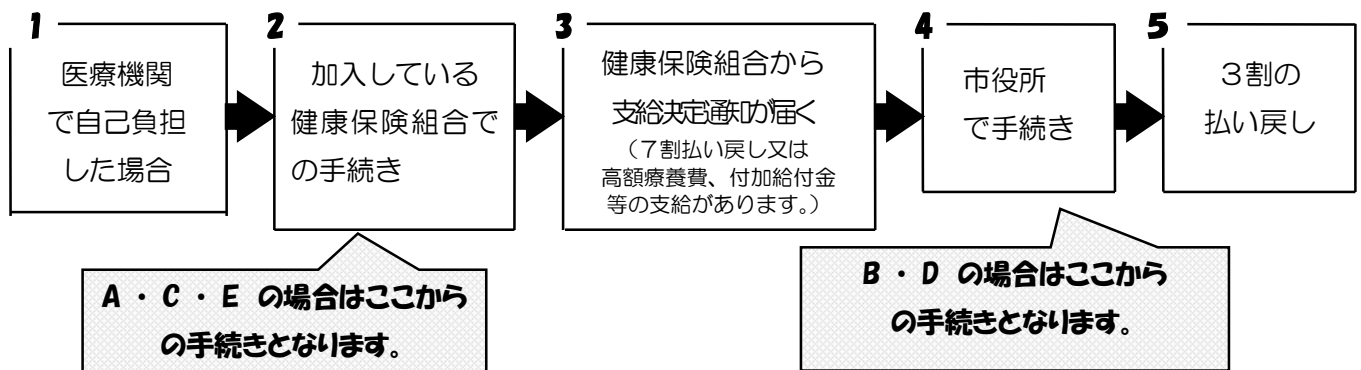
以下の場合、自己負担額の払戻しを受けることができます。

- A：マイナ保険証（または資格確認書など）と医療費受給者証を提示しなかった場合（医療機関で10割自己負担された場合）
- B：医療費受給者証のみ提示しなかった場合（医療機関で3割自己負担された場合）
- C：補装具を作成された場合
- D：愛知県外の医療機関を受診した場合（高額療養費、付加給付金の対象にならない場合）
- E：愛知県外の医療機関を受診した際に、窓口負担が21,000円以上の場合（高額療養費、付加給付金等が支払われる場合があります。）

1 手続きについて

市役所でお支払いできるのは、医療機関で診察等を受けた際の自己負担額（3割）です。そのため、医療費を全額自己負担された場合や補装具を作られた場合、高額療養費、付加給付金等が支給される場合には、まず加入中の健康保険組合でのお手続きが必要です。

2 手続きの手順



国民健康保険に加入の方

上記の2と4を同時にお手続きできます。

社会保険に加入の方

ご加入中の健康保険組合でお手続きが済みますと、保険適用分の金額（7割）又は、高額療養費、付加給付金等が各健康保険組合より支払われます。健康保険組合から『支給決定通知』がお手元に届いた後、市役所でお手続きください。

3 申請に必要なもの

- ◆ 領収書
- ◆ 装着証明書（補装具の場合のみ）
- ◆ 医療保険の資格が確認できる書類※
- ◆ 受給者証
- ◆ 預金通帳
- ◆ 保険者からの支給決定通知書（原本）

領収書及び装着証明書は、健康保険組合でのお手続きの際に原本を提出する必要があります。
そのため、事前にコピーを取っていただき、市役所へはコピーを提出してください。

※資格情報のお知らせ、資格確認書、被保険者証など（マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険資格情報画面の提示でも可）

（問合せ先）長久手市役所 福祉部 保険医療課 医療係 TEL（0561）56-0617

障害者医療費受給者証の各種手続きについて

1 対象者及び申請手続きに必要な持ち物 -----

長久手市に住民登録があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

対象者	申請時の持ちもの	
① 身体障害者手帳1級～3級	障害者手帳	医療保険の 資格が確認 できる書類 ※
② 身体障害者手帳4級(腎臓機能障害)		
③ 身体障害者手帳4級～6級(進行性筋委縮症)		
④ 療育手帳A判定、B判定	療育手帳	
⑤ 自閉症状群と診断された方	診断書	
⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級	精神障害者保健福祉手帳	

2 有効期間 -----

(1) 開始日

資格取得した日 又は、申請月の初日

(2) 有効期限

ア 上記①～⑤の対象者は、3年ごとに更新手続きが必要です(更新案内が6月下旬にいきます。)

次回の有効期限は、令和7年7月31日です(手帳に再認定日や次判定日がある場合はその日まで)。

イ 上記⑥の対象者は、手帳有効期限と同じです。**※手帳の有効期間が更新されないと、受給者証の更新もできません。手帳の更新は期限内に、お早めをお願いいたします。**

ウ ただし、上記①・④(療育手帳A判定)・⑥に該当する方かつ次回の更新の期限までに65歳になる方は、その誕生日の前日です。

65歳以降は、後期高齢者福祉医療の受給資格対象者です。

3 助成内容 -----

(1) 愛知県内の医療機関を受診する際に、マイナ保険証(または資格確認書など)と障害者医療費受給者証を提示すると、入院・通院の保険診療分の自己負担額を助成します。

(2) 愛知県外での受診、補装具の購入など医療費を自己負担した場合に、保険診療分の自己負担分を助成します。

以下の場合、直ちに届出してください。

各種手続き	届出に必要な持ち物
加入している健康保険や記号・番号に変更があったとき	医療保険の資格が確認できる書類※ 障害者医療費受給者証
受給者証を紛失したとき	医療保険の資格が確認できる書類※
住所、氏名、受給者に変更があったとき	障害者手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳 障害者医療費受給者証
転出したとき	
お亡くなりになったとき	
生活保護を受けることになったとき	
手帳の等級変更又は手帳を返納したとき	
交通事故の被害者となったとき	第三者行為の届出の必要書類をお渡しします。

※資格情報のお知らせ、資格確認書、被保険者証など(マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険資格情報画面の提示でも可)

各種手続きは、市役所本庁舎⑧ 番窓口 保険医療課 医療係までお越しください。